

施設開放使用団体 構成要件

施設開放利用団体登録にあたり、次に示す要件を満たしていること。

- ①構成員が10名以上（障害者団体は5名以上）かつ、主に「地域」に在住・在勤・在学していること
※「地域」とは、練馬区内を指す。
- ②指導統括を行う20歳以上の責任者がいること
- ③アマチュア活動を目的としていること
- ④営利を目的としないこと
- ⑤団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っていること
- ⑥その他都立学校開放事業運営委員会が定める条件を満たす団体であること
- ⑦本校開放事業運営委員会が定める「都立学校開放施設の使用に関する条件及び施設使用に関するきまり」を順守すること
- ⑧団体内で管理指導員を選任すること（詳細は、別紙「管理指導員について」を参照。）

団体区分	定義
地域スポーツクラブ	「地域」の日常的なスポーツ活動の場として、子供から大人まで、また、高齢の方や障害を持った方を含めすべての人が参加でき、地域住民自らが主体となって運営する団体で所在する区市町村に「地域スポーツクラブ」として登録されている団体。 文部科学省に「地域スポーツクラブ」として報告されている。
地域青少年スポーツ団体	「地域」に在住・在勤・在学する青少年（児童・生徒・高校生相当の18歳まで）を主な構成員とする10名以上の団体及び主に「地域」に在住する者で構成された青少年の健全育成を目的とする者で構成された10名以上の団体
地域スポーツ団体	「地域」に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
一般スポーツ団体	スポーツ活動を目的とした10名以上で構成された広域団体
障害者団体	「地域」に在住・在勤・在学する障害のある人または障害のある人を支える人で構成された5人以上の団体